

富 契 第 323 号
平成 29 年 10 月 3 日

入札参加業者 各位

富田林市総務部契約検査課

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託における

入札制度の改正について（お知らせ）

標記の件について、本市の入札制度を下記のとおり改正いたしますので、ご周知の程宜しくお願い致します。

記

1. 登録業種の追加について（平成30年4月1日施行）

建設業法の改正により業種が追加され、本市においても幅広い業種へ参加していただけるよう、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の登録業種を5業種から6業種へと改正します。

2. 建設工事の発注基準額（C等級）の一部改正について（平成30年4月1日施行）

平成28年度にとび・土工工事（解体工事）について、等級別区分Cランクの発注上限額を1億円から1.5億円に引き上げましたが、その他一部の業種についても更なる競争性を確保するため、等級別区分Cランクの発注上限額を現状の1億円から1.5億円に改めます。

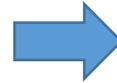
なお、改正内容については別紙のとおりとします。

以上

建設工事の発注基準額（C等級）の一部改正について（平成30年4月1日施行）

（別紙）

1	土木一式工事	2,000万以上	5億円未満
2	建築一式工事	2,000万以上	10億円未満
3	舗装工事	400万以上	1億円未満
4	造園工事	5,000万円以上	1億円未満
5	電気工事	5,000万円以上	1億円未満
6	消防施設工事	5,000万円以上	1億円未満
7	管工事	5,000万円以上	1億円未満
8	防水工事	5,000万円以上	1億円未満
9	塗装工事	5,000万円以上	1億円未満
10	とび・土工工事	5,000万円以上	1.5億円未満
11	水道施設工事	2,000万円以上	5億円未満
12	管更生工事	3,000万円以上	1億円未満



1	土木一式工事	2,000万以上	5億円未満
2	建築一式工事	2,000万以上	10億円未満
3	舗装工事	400万以上	1.5億円未満
4	造園工事	5,000万円以上	1.5億円未満
5	電気工事	5,000万円以上	1.5億円未満
6	消防施設工事	5,000万円以上	1.5億円未満
7	管工事	5,000万円以上	1.5億円未満
8	防水工事	5,000万円以上	1.5億円未満
9	塗装工事	5,000万円以上	1.5億円未満
10	とび・土工工事	5,000万円以上	1.5億円未満
11	水道施設工事	2,000万円以上	5億円未満
12	解体工事	5,000万円以上	1.5億円未満
13	管更生工事	3,000万円以上	1.5億円未満

※追加

変更箇所